

**「日本一暮らしやすい埼玉」の実現に
向けた提案・要望**

<重点政策に関する提案・要望>

**IV 地方自治の確立に向けた
提案・要望**

■ 地方自主権の確立



【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

県担当課：企画総務課、行政・デジタル改革課

1 地方分権改革の着実な推進



【内閣府、総務省、財務省等各府省】

◆提案・要望

<真の地方分権型社会の実現>

- (1) 地域の実情に応じた施策を迅速かつ確実に展開できるよう、国と地方の役割分担を適切に見直し、地方の権限と裁量の拡大に取り組むこと。

<「提案募集方式」による改革の推進>

- (2) 「提案募集方式」については、地方からの提案を最大限実現する方向で積極的に取り組むこと。
- (3) 対応方針に掲載された事項については、進捗状況を確認し、地方が求める支障の解消につながっているのか検証していくこと。
- (4) 過去に実現できなかった提案についての再提案や、税財源に関することについても門前払いにすることなく検討対象とすること。
- (5) 支障事例などの立証責任を地方にのみ課すのではなく、国が地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を果たせない場合には、原則として地方への権限移譲や規制緩和を行うこと。

◆本県の現状・課題等

<真の地方分権型社会の実現>

- ・ 地方分権改革は、地域が自らの発想により問題解決を図るための基盤となるものである。
- ・ 累次の地方分権一括法等により一歩ずつ前進してきたが、権限・財源の移譲や義務付け・枠付け等は不十分であり、道半ばである。

<「提案募集方式」による改革の推進>

- ・ 本県では、「地方分権改革に関する提案募集」の積極的な活用を努めており、農地転用許可権限の移譲（4ha超）が実現したほか、事務の簡素化に繋がる様々な提案が実現するなど一定の成果が出ている。

- ・ 令和2年の提案募集において、内閣府が各府省と調整を行った提案のうち「実現・対応」とされたものは、全国で92.4%（170件のうち157件）、本県では100%（7件全て）であり、例年高い割合となっているが、中には地方が求めている内容に応えていないものも含まれている。
- ・ 例えば、令和2年に「公営住宅法に基づく近傍同種家賃[※]」について、地域の実情に応じて事業主体（地方公共団体）が算出方法を決定できるよう、公営住宅法施行令等の改正を求めたが、国の対応は、地方公共団体が現行制度で収集可能な情報から簡便に算定する方法を通知する対応に留まった。
 - ※ 近傍同種家賃…民間賃貸住宅の家賃と同程度となるよう算定され、公営住宅入居者の家賃上限額とされる。算定方法は、不動産鑑定評価基準を参考として施行令で定められている。
- ・ また、「過去に扱われた」「税財源に関わる」などとして検討対象外とされるものが多い。
- ・ 例えば、本県では土地利用審査会に具体的な審査案件がなく委員改選のみ行っている状態が続いているため、効率的な行政運営の観点から国土利用計画審議会に整理・統合を可能とするよう平成28年に提案したが、平成26年に他自治体から別の観点（委員の任命・解任に係る議会の同意の廃止を求める内容）で提案があったことをもって、「過去に扱われた」として検討対象外とされた。
- ・ このように、実質的に門前払いとなった提案は、令和2年においても、全国で34.4%（259件のうち89件）、本県で22.2%（9件のうち2件）に上っている。
- ・ 特に、「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」に整理されるものが多く、制度改正の必要性についての立証責任が地方に偏っている状況である。
- ・ 例えば、レセプト情報・特定健診等情報データベースを地方が施策に活用する際の国への申請手続きが非常に煩雑でハードルが高く、利用が困難であるため、平成30年に添付書類の簡素化などを求めた提案が、「制度改正の具体的な必要性が示されていない」として検討対象外となった。

2 国から地方への事務・権限の移譲等



【内閣府、総務省、財務省等各府省】

◆提案・要望

＜一元的な雇用・産業振興政策の実現＞

- (1) 地方版ハローワークなどの新たな雇用対策の仕組みに対し、より一層の財政的支援を行うこと。
- (2) 求職者に関する情報提供には課題があるため、求職者の同意を得られやすい登録方式の導入と情報提供範囲の拡大を併せて進め、地方に対しても国と同等の情報提供が提供されるよう改善すること。
- (3) その上で、改めて新制度の成果検証を行い、国と地方の連携や役割分担の在り方等を検討すること。

＜都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）＞

- (4) 国が都道府県を介さずに民間事業者等に直接交付する補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）は、地域の実情に精通した都道府県へ権限・財源を移譲するなど、地方公共団体が実施する事業との連携を図り、効果を最大限に発揮できる制度とすること。

◆本県の現状・課題等

＜一元的な雇用・産業振興政策の実現＞

- ・ 本県では「埼玉しごとセンター」において、県が行う就職相談からハローワークの職業紹介まで一体的な求職者支援を実施しているほか、「企業人材サポートデスク」において、県内企業の人材確保支援を実施している。
- ・ この取組に対する国の財政支援は、特別交付税が措置されているものの十分とはいえない。
- ・ 情報提供に係る求職者の同意について、求職者が地方自治体等に対して「求職情報の提供を希望する」場合のみ、求職申込書のチェック印を記入する方式が導入されているが、情報を提供することを希望する割合は、令和2年4月時点で6.2%と低水準となっているなど課題がある。
- ・ また、性別や年齢などの求職者の属性に係る情報は提供対象外であるため、女性やシニア層など求職者の属性に基づいたターゲティングメールの送信によるセミナー開催案内等、効果的な情報の活用が困難である。

＜都道府県を介さない国の補助金（いわゆる「空飛ぶ補助金」）＞

- ・ 地域経済を支える農林水産業等への支援は、国と地方公共団体が実施する事業の両者が適切に連携することで効果を上げることができるが、「空飛ぶ補助金」については、地方公共団体を通さないため、連携を図ることができない。
- ・ これまで本県では、「提案募集方式」により多くの「空飛ぶ補助金」について見直すよう提案を行ってきた。
- ・ 例えば、分収林契約適正化事業（H31～分収林施業転換推進事業）では、事業実施主体である農林公社と密接な関係にある県の関与の強化により、適切な助言が可能となることで多様な森づくりと公社の経営改善につながる。
- ・ しかし、現在までに権限・財源の移譲が行われたものはなく、都道府県の関与の強化についても不十分である。

3 義務付け・枠付けの見直し



【内閣府、総務省、財務省等各府省】

◆提案・要望

- (1) 地方が自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていくため、義務付け・枠付け（法律による計画策定の努力義務等を含む。）の一層の見直しを進めること。
- (2) 地方の裁量を許さない「従うべき基準」は新たな義務付けにほかならないため、改めて徹底的な見直しを行い、廃止又は「参酌すべき基準」とすること。
- (3) 義務付け・枠付けの見直しに当たっては、「提案募集方式」による地方からの提案など、地方の意見を十分に踏まえること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国は地方分権改革推進委員会による4次にわたる勧告や「提案募集方式」による地方からの提案を踏まえて累次の一括法を成立させるなど、地方への義務付け・枠付けの見直しを進めてきた。
 - ・ しかし、「従うべき基準」に置き換えられたものや、義務付け・枠付けのまま残されているものも多く、地方の自由度が高まっていない面がある。
 - ・ 例えば、「公営住宅法に基づく近傍同種家賃^{*}」について、政省令により算定方法が定められているが、算定に必要な「住宅の建設に要した費用（工事費）」が不明なことがあり、近傍同種家賃が算定できないことがあった。
 - ・ そのため、本県においては、地域の実情に応じて、事業主体（地方公共団体）が算定方法を決定できるよう法令の改正を求めたが、現行制度で収集可能な情報から簡便に算定する方法を通知する対応に留まり、義務付けの見直しは認められなかった。
- ※ 近傍同種家賃…民間賃貸住宅の家賃と同程度となるよう算定され、公営住宅入居者の家賃上限額とされる。算定方法は、不動産鑑定評価基準を参考として施行令で定められている。
- ・ 地域ごとの事情は千差万別であることから、全国一律の規制を行うのではなく、地方公共団体の裁量の余地を広げ、地域の実情に応じた基準を設定できるようにすることが必要である。

4 道州制の議論



【内閣官房】

◆提案・要望

- (1) 道州制の検討に当たっては、全国知事会がまとめた「道州制に関する基本的考え方」（平成25年1月）及び「道州制の基本法案について」（平成25年7月）を十分踏まえること。
- (2) 道州制の検討を理由に地方分権改革を停滞させないこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 全国知事会では国に対して「道州制に関する基本的考え方」及び「道州制の基本法案について」を十分に踏まえて道州制の検討を行うよう、毎年要望している。
- ・ 「道州制に関する基本的考え方」では、「道州制は地方分権を推進するためのものでなければならないこと」「国と地方の役割分担を抜本的に見直すこと」「中央政府の見直しも伴うものでなければならないこと」などを基本とすることを求めている。
- ・ 「道州制の基本法案について」では、「国民的議論が十分に行われるよう、今なぜ道州制なのか、道州制の理念や姿が具体的かつ明確に示さなければならないこと」や、「中央府省の解体再編を含む国と地方双方のあり方を見直す抜本的な改革であること」など、制度の根幹的部分を基本法案において明確に示すことを求めている。
- ・ 現在のところ、道州制の姿やメリット・デメリット等について国と地方との間で明確なイメージが共有されていない。道州制は国と地方双方の政府のあり方を抜本的に見直し、再構築する大改革であることから、両者が共通の認識を持って検討していくことが不可欠である。
- ・ また、道州制は国民生活に大きな影響を及ぼすものであるため、その基本的なイメージを明確に示した上で国民的な幅広い議論を行うことが重要である。

5 地域からの経済成長を生み出すための特区制度の推進



【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

◆提案・要望

- (1) 地域の実情や課題に精通した地方からの提案に基づいて大胆な規制改革を実行し、地域の活性化や経済成長を生み出していくため、特区制度を強力に推進すること。
- (2) 特区における規制改革提案への対応に当たっては、関係する府省や自治体、有識者等が公開の場で議論を行うなど地方の意見を十分に反映できる仕組みをつくること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 規制改革の推進のため、国では構造改革特区制度や国家戦略特区制度を設け、地域からの規制緩和等の提案を受け付けている。
- ・ 地方公共団体等は内閣府を通じて規制改革の提案を行い、国は国家戦略特区等で実施する規制改革の項目を決定し、特区指定を行う。
- ・ 国家戦略特区については、指定区域数は10区域に限られている。
- ・ スーパーシティ型国家戦略特別区域については、令和2年12月から公募を行っているが、5分野以上の先端的サービスの提供を指定基準の目安にするなど、提案を行うに当たっての障壁となっている。

◆参考

○国家戦略特区の指定区域

- ①東京圏（東京都、神奈川県、千葉県千葉市・成田市）、②関西圏（大阪府、兵庫県、京都府）、
- ③新潟県新潟市、④兵庫県養父市、⑤福岡県福岡市・北九州市、⑥沖縄県、⑦秋田県仙北市、
- ⑧宮城県仙台市、⑨愛知県、⑩広島県・愛媛県今治市

■ 自治財政権の確立



【内閣府、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

県担当課： 財政課、市町村課、税務課、
農村整備課、県土整備政策課

1 地方税財源の充実・強化



【総務省、財務省】

◆提案・要望

国と地方の税財源の配分の在り方を抜本的に見直すとともに、地域偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築し、地方税財源の充実・強化を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 地方が自主的、自立的な行政運営を行うためには、地方の歳出に見合った税収の確保が不可欠である。国と地方の歳出の割合は43対57であるのに対し、国と地方の税収の割合は61対39となっており（令和元年度決算額）、国から地方への税源移譲が必要である。
- ・ 令和元年10月から、特別法人事業税・譲与税制度が創設されたことにより、地方法人二税では、都道府県間の人口一人当たりの税収額の格差は縮小される見込みとなった。
- ・ しかし、人口一人当たりの税収額は、地方税全体では最大2.4倍（令和元年度決算）の格差が存在しており、今後も、地域間の税源の偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築を図るとともに、国から地方への税源移譲が求められる。

◆参考

○人口一人当たりの税収額の比較（令和元年度決算）

	地方税全体	法人二税 (偏在是正前)	法人二税 (偏在是正後)	地方消費税 (清算後)	個人住民税	固定資産税
最大/最小	2.4倍	6.0倍	3.15倍	1.4倍	2.5倍	2.3倍
最大/埼玉	1.9倍	4.5倍	2.57倍	1.4倍	1.6倍	1.8倍

※法人二税は、特別法人事業税・譲与税制度による偏在是正前と偏在是正後（税制改正時の見込み（平成25年度から平成29年度決算の5年平均））を併記している。

2 地方税制の在り方



【総務省、財務省、経済産業省】

◆提案・要望

＜車体課税＞

- (1) 令和3年度与党税制改正大綱において、自動車関係諸税について、受益と負担の関係も含め、その課税の在り方について中長期的な視点に立って検討を行うこととされているが、自動車に係る税は地方にとって貴重な財源であることから、必要な地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保するなど、地方税収に影響を与えることのないよう十分な配慮を行うこと。

＜固定資産税＞

- (2) 固定資産税については、市町村の基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税制度を堅持すること。
- (3) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置については、臨時、異例の措置であることを踏まえ、その期限の到来をもって確実に終了させるとともに、類似の特例措置の創設等を行わないこと。

◆本県の現状・課題等

＜令和3年度与党税制改正大綱（令和2年12月21日）における車体課税の見直しについて＞

- ・ 令和3年度与党税制改正大綱では、「自動車関係諸税については、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものとする」とともに、自動運転をはじめとする技術革新の必要性や保有から利用への変化、モビリティの多様化を受けた利用者の広がり等の自動車を取り巻く環境変化の動向、地域公共交通へのニーズの高まりや上記の環境変化にも対応するためのインフラの維持管理や機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」とされた。
- ・ 自動車関係諸税は県税収入の約11.9%（令和3年度当初予算）を占める極めて貴重な安定財源であり、現下の厳しい地方財政の状況においては、地方税収が減収となるような見直しを行うべきではない。

＜償却資産に対する固定資産税について＞

- ・ 県内市町村の固定資産税収は市町村税収全体の約40%を占め、固定資産税の中で償却資産に係る税収は、14%以上を占める主要なものである（令和元年度決算）。
- ・ 平成30年度税制改正の大綱（平成29年12月22日閣議決定）において、平成28年度税制改正で創設された償却資産に対する固定資産税の特例措置については、平成30年度末の適用期限をもって廃止することとされた一方で、生産性革命集中投資期間における3年間の時限的な措置として、新たな特例措置が創設された。
- ・ 令和2年4月の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、当該特例措置の適用対象が拡大され、適用期限も2年間延長された。
- ・ 経済団体からの要望を受け、経済産業省からは毎年、償却資産に対する固定資産税の廃止を含む要望が行われている。

3 地方交付税総額等の確保・充実と臨時財政対策債の見直し



【内閣府、総務省、財務省】

◆提案・要望

- (1) 地方財政計画において、社会保障関係費や臨時財政対策債の元利償還などの地方負担増を適切に反映するとともに、地方創生など地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。
- (2) 地方が住民サービスを安定的に供給できるよう、地方交付税総額を確保・充実し、地方交付税の「財源保障機能」と「財源調整機能」を堅持すること。
- (3) 常態化している地方交付税の地方財源不足については、過去に発行した臨時財政対策債の償還財源を含めて、臨時的な措置で対応することなく税源移譲や更なる地方交付税の法定率引上げ等により解消を図ること。
- (4) 臨時財政対策債については、速やかに地方交付税に復元すること。

◆本県の現状・課題等

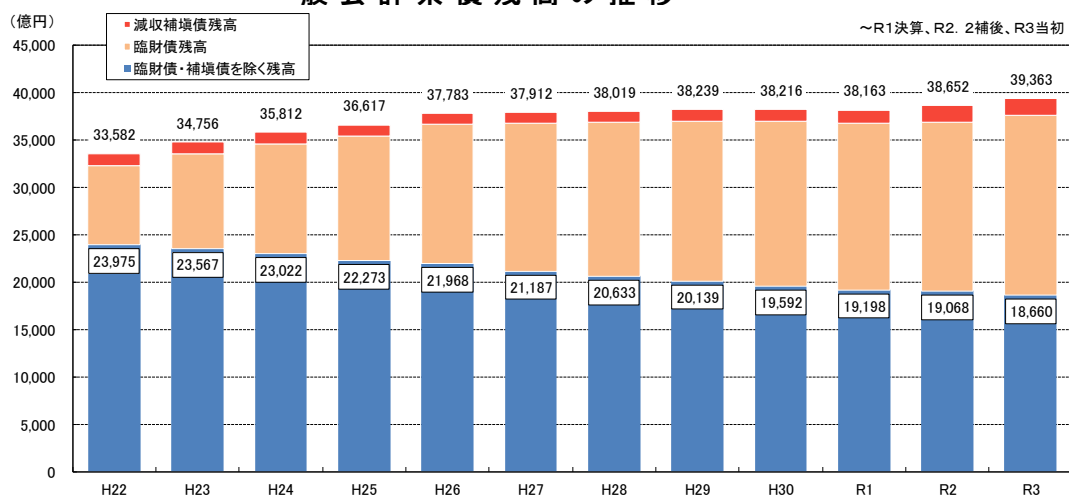
- ・ 令和3年度地方財政計画では、新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減少となる中で、地方の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.2兆円上回る62.0兆円を確保した。また、国の加算措置などで地方交付税の原資を最大限確保することにより、地方交付税総額について前年度を0.9兆円上回る17.4兆円が確保された。
- ・ 令和3年度は、平成30年度以来3年ぶりに折半対象財源不足が発生し、臨時財政対策債が前年度から2.3兆円増の5.5兆円となった。
- ・ 個別の項目として、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、デジタル化によるメリットを享受できるよう地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、「地域デジタル社会推進費」が新たに計上された。
- ・ 防災・減災、国土強靱化の推進の取組として、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の着実な推進を図るため、直轄・補助事業の地方負担について、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」と同様、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債又は補正予算債により措置し、「緊急自然災害防止対策事業費」及び「緊急防災・減災事業費」について、対象事業を拡充した上で、事業期間を5年間延長した。また、防災重点農業用ため池の防災工事に係る地方財政措置を拡充するとともに、防災重点農業用ため池等を緊急浚渫推進事業の対象施設に追加した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、感染症対応業務に従事する保健師の恒常的な人員体制を強化するために必要な地方財政措置を講ずることとされた。
- ・ さらに、まち・ひと・しごと創生事業費や地域社会再生事業費が令和2年度と同額が確保されるとともに、社会保障・税一体改革による社会保障の充実分及び人づくり革命等に係る経費や、会計年度任用職員制度の平年度化による生じる地方負担について地方財政計画に計上するとともに、地方交付税措置を講ずることとされた。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税が大幅に減収することが見込まれるなど、厳

しい財政状況の中で、地方交付税について前年度を0.9兆円上回り、近年の最高額である平成24年度と同水準の17.4兆円を確保するとともに、地方の一般財源総額について水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を上回る62.0兆円を確保したことは評価できる。

- ・ 臨時財政対策債は、平成30年度以来の折半対象財源不足額が生じたものの、国による様々な加算措置等を講じることにより、地方交付税の原資を最大限確保したため、その増加額を可能な限り抑制したものとなっている。
- ・ しかし、令和3年度は新型コロナウイルス感染症による地方税等の大幅な減少により、財源不足額が5.6兆円増と大幅に増加し、10.1兆円となったことも事実であることから、財源不足の解消に向けては、地方交付税の法定率の引上げなど地方交付税総額を確保・充実し、臨時財政対策債の発行に頼らない財政運営が必要である。国が臨時財政対策債による負担の先送りを続けてきた結果、令和3年度末の県の臨時財政対策債残高は1.8兆円を超え、全国の総額も55兆円を超える見込みである。
- ・ また、直近5年間（H27～R1）の地方財政状況調査をもとに全国比較をすると、団塊世代が全て後期高齢者となる2025年を前に、本県の社会保障関係費のうち一般財源の伸びはすでに全国一の水準となっている。
- ・ 今後、本県を始め、首都圏の自治体が住民サービスを安定的に供給するためには、地方一般財源総額実質同水準ルール堅持にとどまらず、地方の財政需要を地方財政計画に的確に計上し、各団体が真に必要な一般財源総額が確保・充実されることが重要である。

◆参考

一般会計県債残高の推移



年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
県債残高	33,582	34,756	35,812	36,617	37,783	37,912	38,019	38,239	38,216	38,163	38,652	39,363
対前年度増減	1,319	1,174	1,057	805	1,166	128	108	220	▲23	▲53	489	711
臨財債残高	8,334	9,962	11,571	13,171	14,691	15,571	16,210	16,844	17,361	17,624	17,785	18,967
臨財債を除く残高	25,248	24,793	24,241	23,446	23,092	22,341	21,809	21,395	20,855	20,539	20,867	20,395
対前年度増減	▲687	▲455	▲552	▲796	▲354	▲751	▲531	▲414	▲541	▲316	328	▲472
減収補填債残高	1,273	1,226	1,220	1,173	1,124	1,153	1,176	1,256	1,262	1,341	1,799	1,735
臨財債・補填債を除く残高	23,975	23,567	23,022	22,273	21,968	21,187	20,633	20,139	19,592	19,198	19,068	18,660
対前年度増減	▲643	▲408	▲545	▲749	▲305	▲781	▲554	▲494	▲547	▲394	▲130	▲408
(H23～H25)対H22増減												
(H26～H28)対H25増減												
(H29～R1)対H28増減												
(R2～R3)対R1増減												
県債依存度(当初予算)	20.1%	17.8%	17.8%	18.4%	18.0%	15.0%	12.8%	13.2%	12.6%	11.4%	10.7%	15.1%

※端数処理の関係で計算が合わないことがある

4 公共施設等のアセットマネジメントに係る地方債措置の延長



【総務省】

◆提案・要望

令和2年度までに作成する個別施設計画に位置付けられた公共施設等の長寿命化対策や統廃合等については、令和4年度以降に事業を着手する場合においても、公共施設等適正管理推進事業債の対象とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 当該事業債は、令和3年度までの時限措置として創設されたが、施設の耐用年数、今後の人口動向、地方公共団体の財政状況等を勘案すると、それまでに全ての公共施設等について、長寿命化対策や統廃合等を行うことは現実的ではない。
- ・ しかし、当該事業債は公共施設等の適正な配置を行う上で、強力なインセンティブとなっており、県内市町村において、令和2年度は延べ50団体・189.7億円の実績がある。(協議・届出ベース)

◆参考

○県内市町村（さいたま市除く）における公共施設等適正管理推進事業債の実績

	対象事業	H30	R1	R2
1	集約化・複合化事業	6 団体 28.1 億円	3 団体 31.9 億円	10 団体 64.1 億円
2	長寿命化事業	17 団体 6.2 億円	23 団体 7.1 億円	25 団体 12.7 億円
3	転用事業	なし	1 団体 0.2 億円	1 団体 4.8 億円
4	立地適正化事業	1 団体 0.3 億円	1 団体 5.1 億円	1 団体 4.6 億円
5	ユニバーサルデザイン化事業	なし	なし	なし
6	市町村役場機能緊急保全事業	6 団体 19.4 億円	7 団体 73.6 億円	6 団体 89.5 億円
7	除却事業	5 団体 16.2 億円	11 団体 10.0 億円	7 団体 14.1 億円

5 直轄事業負担金制度の見直し



【内閣府、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】

◆提案・要望

- (1) 直轄事業負担金制度については、事業及び負担金の内訳について適切な時期に情報を提供するように制度の運用を改善すること。
- (2) また、国直轄事業の実施や変更に当たっては、負担金を支出する地方自治体の意見を反映させるための措置を講じるとともに、事前協議の法定化に向けた道筋を示すこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 維持管理費負担金は平成23年度から全廃された。
- ・ 昨今頻発する大規模災害に対応するため、直轄道路・河川を早期に整備する必要性が高まっている。
- ・ 一方で、直轄事業負担金については、事業によっては額等の情報提供時期が予算編成時期に合わないことや、直轄事業の計画・実施に係る国と地方の事前協議が制度化されていないなどの課題がある。

<直轄事業負担金の見直し状況>

- 1 業務取扱費を廃止
 - ・ 平成22年度から、直轄事業負担金の業務取扱費を廃止した。
- 2 維持管理費負担金を廃止
 - ・ 平成23年度から維持管理費負担金を全廃する法案を国会に提出、成立。
平成22年度限りの経過措置として、特定事業に要する費用の負担を存続。

◆参考

○本県の国直轄事業負担金予算額

	令和3年度 当初予算額	令和2年度 当初予算額	増 減
直轄事業負担金	112 億円	102 億円	+10 億円

